

## 平成28年度指導監査等結果概要

長寿社会課  
平成29年6月30日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考			
特別養護老人ホーム(11施設) 軽費老人ホーム(1施設)	平成28年10月 ～ 平成29年 2月	愛の園 (上富田町) 鮎川園 (田辺市) 打田皆楽園 (紀の川市) 温泉ハウスくまの (新宮市) 吉備苑 (有田川町) ケアハウス博愛みちしお (日高町) 真寿苑 (田辺市) 南風園 (海南市) 虹 (みなべ町) はまゆう園 (すさみ町) 広川苑 (広川町) ヴィラももの里 (紀の川市)  (五十音順)	(1) 人事・職員処遇等							
			・介護及び看護業務に従事する職員の腰痛に関する健康診断を6カ月以内ごとに実施すること。	1	1	100%				
			(2) 施設運営等							
			・介護支援専門員が変更されているにもかかわらず、施設の指定申請事項を変更していないので、速やかに変更届を提出すること。	1	1	100%				
			・県条例の規定に基づき衛生管理推進員を任命すること。	1	1	100%				
			・サービス担当者会議の会議録が作成されていないので、これ作成し、保存すること。	1	1	100%				
			・運営規程にユニット数及びユニットごとの入居定員が記載されていないので改正すること。	1	1	100%				
			・入所定員等に応じ必要とされる宿直職員(夜勤職員)が配置されていないので、基準に基づき必要な数の職員を配置すること。	3	3	100%				
			・事故発生防止に関する職員研修が実施されていないので、定期的に研修を行うこと。	1	1	100%				
			(3) 入所者の処遇等							
			・協力病院に関する情報を施設に掲示し、入所者に情報提供を行うこと。	1	1	100%				
			・利用者及び家族の個人情報を利用等するときはあらかじめ同意を書面で得ること。	2	2	100%				
			・苦情の相談窓口、苦情処理の体制等を掲示し、利用者に周知すること。	1	1	100%				
			・入所指針が改正されていないので、県の標準例に沿って改正すること。	3	3	100%				
			・身体拘束を行うにあたり、施設としてその必要性について検討したことが記録されていないので、マニュアルに基づき検討委員会においてその必要性を検討し、記録を残すこと。	1	1	100%				
			・入所者の介護保険被保険者証に入所日及び退所日等を記載すること。	1	1	100%				
			・入所者の居宅における日常生活の可否についての検討は、生活相談員等により定期的に行い、記録を残すこと。	4	4	100%				
			・褥瘡防止委員会(褥瘡対策チーム)の構成員である栄養士も委員会に出席すること。	1	1	100%				
			(4) 防災対策							指摘事項無し 2施設
			・リネン室は、可燃物が保管されているので夜間は施錠すること。	1	1	100%				
			・消火及び避難訓練は、年2回以上実施し、うち1回は夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。	1	1	100%				
			(5) 衛生管理							
			・水道が「簡易専用水道」に該当しているので、必要な検査を受けること。	1	1	100%				
			・医務室の冷蔵庫に入所者の医薬品と職員の飲料が保管されているので、適切に管理を行うこと。	1	1	100%				
			・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する検討会は、施設の運営規程に基づき概ね3月に1回以上開催すること。	1	1	100%				
			・検査は、必ず食事提供前に実施すること	2	2	100%				
			(6) 預り金等							
			・入所者の預かり金等は、入所者預り金等管理要領に基づき、適正に管理を行うこと。	3	3	100%				
			・入所者預り金管理要領に不備があるので改正し、適切に預り金等の管理を行うこと。	1	1	100%				
			(7) 利用料金等							
・サービス提供体制強化加算が要件を満たしていないので、自主点検を行い、要件を満たしていないものは介護報酬を返還すること。	1	1	100%							
・栄養マネジメント加算について、モニタリングが入所者ごとのレベルに応じて行われていないので、レベルに応じて実施するとともに、スクリーニングも概ね3カ月に1回実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。	3	3	100%							
・看取り介護加算について、職員研修を実施するとともに、指針も適宜見直すこと。	1	1	100%							
・看取り介護加算について、看取り看護加算指針が作成されていないので、必要な指針を作成すること。	1	1	100%							
・看取り介護加算については、所定の同意書を使用すること。	1	1	100%							
・日常生活継続支援加算について、新規入所者に要介護者の占める割合を算定した記録が作成されていないので、作成・保存すること。	1	1	100%							
・夜勤職員の配置が基準を満たしていない月があるので、自主点検を行い基準を満たしていないものは介護報酬を返還すること。	4	4	100%							
合計数	12施設	7項目 30事項	46	46	100%					

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。

指摘等に対する改善状況は、社会福祉法人等から提出される改善報告書に基づき「改善済」及び「改善率」を記載した。

